

ENEOS メンテナンス料金割引サービス利用規定

本規定は、ENEOS カード会員規約（ENEOS カード会員特約および同特約に定めのない部分に係る NICOS カード会員規約のことをいいます。）にもとづく ENEOS カード会員（以下「会員」といいます。）を対象として、JX エネルギー株式会社（以下「JX エネルギー」といいます。）が提供する「ENEOS メンテナンス料金割引サービス」の内容等を定めるものです。

第1条（対象車両）

本件、サービス対象車両は、会員本人が所有する自家用自動車とします（ただし、四輪のみとします）。

第2条（ENEOS メンテナンス料金割引サービスの範囲等）

(1) ENEOS メンテナンス料金割引サービス（以下「割引サービス」といいます。）とは、会員が、カーコンビニ倶楽部株式会社（以下「カーコンビニ倶楽部」といいます。）の事業加入店（以下「サービス提供者」といいます。）から钣金塗装作業（キズ・ヘコミ修理）の提供を受けたとき、その工賃から工賃の5%相当額を割り引くサービスです。

*交換した部品代金は、割引サービスの対象となりません。

*钣金塗装作業（キズ・ヘコミ修理）工賃以外の費用（車検費用等）は、割引サービスの対象となりません。

*カーコンビニ倶楽部が実施する他の割引サービスとの併用はできません。

(2) サービス提供者が会員に対して提供する一切のサービス（割引サービスを含みます。）は、サービス提供者の責任において、これを実施するものとします。

第3条（サービス提供の条件）

会員が次の条件をすべて満たすことが、割引サービス提供の条件となります。

1. 会員が、JX エネルギーのインターネット上のホームページとリンクするカーコンビニ倶楽部のホームページまたはカーコンビニ倶楽部お客様センターを通して、カーコンビニ倶楽部に割引サービスの提供を依頼し、サービス提供者の紹介を受けること。
2. 会員が、サービス提供者の店舗にてサービス提供者に ENEOS カードを提示すること。
*会員が、カーコンビニ倶楽部からサービス提供者の紹介を受けずに直接サービス提供者の店舗にてカードを提示しても、割引サービスの提供は受けられません。

第4条（権利譲渡等）

(1) 会員は、理由のいかんを問わず、本規定にもとづく一切の権利および義務について、これを第三者に譲渡し、担保の用に供することはできません。

(2) 会員が、理由のいかんを問わず、会員としての資格を喪失した時点をもって、当該会員に対する割引サービスの提供は自動的に終了するものとします。

第5条（メンテナンス料金割引サービスに関する疑義）

本規定に関して会員に生じた疑義については、JX エネルギーの定めるところによるものとします。

第6条（本規定等の変更）

会員は本規定、割引サービスの内容・範囲、条件、サービス名称等は、予告なく変更される場合があることを了承します。ただし、これらの変更があった場合、JX エネルギーはそれが軽微な変更である場合を除き、速やかに会員に告知するものとします。

第7条（合意管轄裁判所）

本規約に関する全ての紛争につき、東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

以上